

令和7年度

高齢者ガイド

いきいき

高齢者をささえるしくみ



介護保険制度とは？ 2

- 高齢者をささえるしくみ 2
- 介護保険制度のしくみ 3
- 介護保険料と納め方 5

介護保険制度とは？

利用開始の手続き 13

利用開始の手続き

費用について 19

- 費用負担の基本 19
- 在宅サービスを利用する場合 20
- 施設サービスを利用する場合 21
- 利用者負担の軽減 21

費用について

介護サービス・介護予防サービス 26

- 居宅サービス 26
- 地域密着型サービス 29
- 施設サービス 30
- 介護予防・日常生活支援総合事業 ... 31

介護サービス・
介護予防サービス

生きがいつくりと介護予防 35

生きがいつくりと
介護予防

暮らしをささえる 38

- 生活支援サービス 39
- 判断能力が不十分な人の生活をささえる ... 43
- 認知症の人と家族をささえる 44
- 障害がある人の福祉サービス 45
- 高齢者の住まい 45
- 生活や仕事などの相談窓口 49

暮らしをささえる

65 歳を過ぎたあなたに…

介護予防に取り組みましょう

～いつまでも自分らしく！あなたの元気と自立を応援します～

介護予防とは、『介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した自分らしい生活を送り続けるための取組』です。介護予防に、より一層関心を寄せていただき、ご自身でできることは、できる限りご自身で行うことを心掛けましょう。

そして、今あなたが大事にしているご家族や友人等との関係を大切にしつつ、地域での役割や趣味、楽しみを続けていけるように気力や体力の維持を目標に生活してみましょう。

介護予防の鍵は、P34 へ！



今日からはじめる介護予防！
早めの対策や日々の心掛けで、
健康寿命を延ばしましょう。



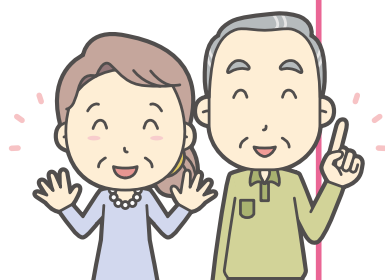
「介護予防に取り組みましょう(介護予防手帳)」
を作成しました。

※各地域包括支援センター、(裏表紙参照) 高齢者支援課で配布しています。

※富士市のウェブサイトからのダウンロードもできます。

トップページ > 健康・福祉・子育て > 介護予防・フレイル予防

詳細はこちら→



暮らしをささえる

高齢者の暮らしをささえるための様々なサービスを紹介します。

ひとり暮らし・高齢者のみの世帯を対象にしたサービス

見守り

- 「食」の自立支援 P39
- 福祉電話の設置 P39
- ふれあいコール P39
- さわやかコール P39

家事のお手伝い

- 軽度生活援助 P40
- 大型ごみの戸別収集 P40
- 寝具クリーニングサービス P40

注「ひとり暮らし」「高齢者のみ世帯」

昼間のみ高齢者だけになる場合や、隣接した敷地に親族がお住まいの場合は該当しません。
サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の施設入居者も該当しません。

高齢者（高齢者のいる世帯）を対象としたサービス

外出支援

- 外出支援サービス P41
- 車いす移送車貸し出しサービス P41

ご家族への支援

- 介護者慰労金の支給 P41
- はり・きゅう・マッサージ費用助成 P41

その他

- 高齢者みまもりサービス P42
- 紙おむつの支給 P42
- 訪問理美容サービス P42
- 障害者控除対象者の認定 P42
- 生活支援型ショートステイ P42

判断能力が不十分な人の生活をささえる

- 日常生活自立支援事業 P43
- 成年後見制度 P43

認知症の人と家族をささえる

- 認知症の人と家族のみちしるべ P44
- 認知症サポーター養成講座 P44
- 認知症等で行方不明になるおそれがある方への支援 P44

障害がある人の福祉サービス

- 身体障害者手帳・療育手帳
精神障害者保健福祉手帳 P45
- 自立支援医療（精神通院医療） P45

生活や仕事などの相談窓口

- 生活困窮者自立支援事業 P49
- ユニバーサル就労 P49
- ひきこもりに関する相談 P49

高齢者の住まい

- 市営住宅（シルバーハウジング） P45・46
- 養護老人ホーム P46
- 軽費老人ホーム P46
- 有料老人ホーム P47
- サービス付き高齢者向け住宅 P48

生活支援サービス

「食」の自立支援

栄養のバランスがとれた昼食または夕食を事業者が自宅まで配達します。



- 対象 以下の2つの条件を同時に満たす人
 - 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、食事の準備が困難な人
 - 要支援・要介護の認定を受けた高齢者または事業対象者で、低栄養かつ見守りが必要な人
- 内容 利用者に食事を直接手渡し、声掛けを行うことで、安否確認及び孤独感の解消を図ります。
- 利用回数 一週間に1～5回（生活環境や、身体状況に応じて）
- 利用料 1食350円（令和7年度改正予定）
- 申し込み 高齢者地域支援窓口または地域包括支援センターに相談の上、高齢者支援課へ申請
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741
各地区の地域包括支援センター（連絡先は巻末参照）

福祉電話の設置

電話を持たない人に、電話機を貸与し、基本料金を助成します。

- 対象 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯（どちらかが寝たきり・認知症・重度心身障害者の世帯）で、現に固定電話・携帯電話を有していない市県民税非課税世帯の人
- 内容 電話機を貸与し、基本料金を助成します。
- 利用料 通話料は自己負担
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741

ふれあいコール

ひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の人に定期的に電話連絡をし、安否確認・孤独感の解消を図ります。

- 対象 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯の人
- 内容 相談員が2週間に1度、電話をします。
- 利用料 無料
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741

さわやかコール

おおむね65歳以上で、見守りを必要とするひとり暮らしの高齢者に、乳酸菌飲料を定期的に宅配し、安否確認を行うと共に孤独感を和らげる声かけをします。また、この事業は民生委員児童委員にかかわっていただきながら手続きを行います。

- 対象 おおむね65歳以上で見守りを必要とするひとり暮らしの高齢者
- 利用回数 最大週3回（基本は月、水、金曜日）
※配達員の配置や利用者の状況により回数、配達日は変更となります。
- 利用料 無料
- 問い合わせ 富士市社会福祉協議会 TEL 64-4649



軽度生活援助

ヘルパーでは対処できない、①草取り、②庭木の剪定、③屋内清掃、④修理など日曜大工、⑤障子・網戸の張替えなど、単発の軽度作業をシルバー人材センターの会員が行います。



- 対象 象 以下の2つの条件を同時に満たす人
 - 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の人
 - 市県民税非課税世帯の人
- 回数 数 月1回、同一年度内4回（①②⑤は2回まで）1回あたりの作業時間2～8時間
- 利用料 1時間あたり120円
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741

大型ごみの戸別収集

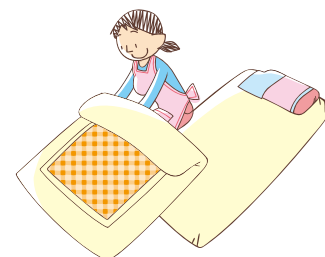
- 対象 象 市内に住所を有し、在宅において生活する人のうち、次の2つの条件を満たす人。
 - ①家族等の協力が得られず、家具や家電製品等の大型ごみを集積所へ搬出することが困難である人
 - ②65歳以上の高齢者、または、重度身体障害者（聴覚障害者は除く）のみで構成される世帯の人

※同一敷地・隣接地に65歳未満の親族が住んでいる場合はご利用できません。
- 内容 容 一辺が50センチメートル以上ある家具や家電製品等の大型ごみを新環境クリーンセンターの職員がご自宅まで収集に行きます。申請書に必要事項をご記入の上、申し込み先までご提出ください。
- 利用回数 同一年度内1回（5品目以内）
- 利用料 無料
- 注意事項 玄関先等の運び出ししやすい場所までの屋内移動は申請者等で行ってください。
在宅生活を継続する上で排出されるごみが対象となります。利用者が入所中または入院中の場合やごみが日常生活の実態のない居宅から排出される場合は対象となりません。
『家電リサイクル法』の対象である「テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン」は市では収集していません。販売店等に相談した上で、引取を依頼してください。
事業活動で使用していたもの、引越しや改修工事に伴い排出されるものは対象となりません。
ごみの出し方や市で収集しないものについては、「ごみの分け方便利帳」を参考にしてください。
申請後、1週間～10日を目安に新環境クリーンセンターの職員が申請者等へ連絡し、収集日の調整を行います。収集日は、原則として水曜日です。
原則として新環境クリーンセンターの職員が事前に下見に行きます。搬出に危険な作業が伴い、収集が困難となるケース等、状況に応じてお断りする場合があります。
- 申し込み先 高齢者支援課 TEL 55-2741

寝具クリーニングサービス

専門業者による寝具の丸洗い・乾燥・消毒を行います。

- 対象 象 以下の2つの条件を同時に満たす人
 - 65歳以上のひとり暮らしまたは、高齢者のみの世帯で寝たきり・認知症の人
 - 市県民税非課税世帯の人
- 回数 数 年度内2回まで
- 使用料 クリーニング金額等の1割負担
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741



外出支援サービス

車いすやストレッチャーのまま乗車できる介護タクシー乗車料金（メーター運賃）の一部を助成します。

- 対象者 要介護4～5の認定を受けており、65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人で自宅と医療機関の移動（通院、入退院、転院）及びご自宅と公共機関等の移動（手続き・冠婚葬祭等）にのみお使いいただけます。
- 内容 ご生活拠点（介護施設等）にある人は、ご利用いただけません。
- 助成額 1回（片道あたり）1,900円を上限に助成します。助成額を超えた乗車料金については自己負担となります。（年度内上限24回まで。残月数に応じて上限回数に制限あり）
介助に関する料金を別途支払う必要がありますのでご注意ください。
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741

車いす移送車貸し出しサービス

市内在住で、他の交通機関では外出が困難な車いす使用者とその介護者に移送車を貸し出しします。

- 利用料 無料（ただし使用にかかる燃料費等は自己負担）
- 回数制限 月1回（1回あたりの利用日数は5日以内）
- 問い合わせ 富士市社会福祉協議会 ボランティアセンター TEL 64-7100

介護者慰労金の支給

要介護高齢者の介護者の労をねぎらうために支給します。

- 対象 65歳以上で、要介護3～5の認定の人を、1年間介護保険サービス（延7日間程度のショートステイを除く）を使わずに、現に在宅で介護をし、生計を同じくする同居者。
- 慰労金 要介護3…年5万円、要介護4及び5…年10万円（その他支給要件あり）
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741

はり・きゅう・マッサージ費用助成

介護者に対して、はり・きゅう・マッサージ費用を助成します。

- 対象 次の2つの条件を全て満たす人
 - ①65歳以上の要介護認定3以上の要介護者と在宅で同居生活をしている人（ただし、要介護2で介護認定調査時の主治医意見書において『認知症高齢者の日常生活自立度』がⅡ以上の要介護者と在宅で同居生活をしていれば、①の条件は満たしたとみなします。）
 - ②本申請日の属する月前6か月間（以下「対象期間」という。）に、通算14日間以上ショートステイを利用していないこと。
- 内容 助成券を年度に10枚配布。（1枚につき1,300円分で、1回の施術につき3枚まで利用可。超えた分は自己負担）
- 注意事項 要介護者が②の対象期間中に、病院又は診療所に継続して2週間以上入院した場合は対象外になります。申請後に上記の②の条件を満たすか照会をするため、助成券の送付まで1ヶ月以上かかります。助成券の交付後に①の条件を満たさなくなった場合は助成券をご返却ください。
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741

高齢者みまもりサービス

①火災報知器（熱感知式）②ガス漏れ報知器③緊急連絡ボタン（携帯式ペンダント型付き）を貸与し、24時間のみまもり、相談対応を行います。

- 対象 65歳以上の、高齢者を含む世帯
- 利用料 ひとり暮らし世帯、またはひとり暮らし高齢者に準ずる世帯で、市県民税非課税である場合は無料、市県民税課税である場合は1か月1,210円。
以上に該当しない場合は1か月2,420円。※通信料は自己負担
- 注意事項 申請には、緊急連絡先となる人の氏名・電話番号が必要です。
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741

紙おむつの支給

在宅で寝たきり・認知症のため、常時紙おむつを使用している人へ毎月中旬～下旬に宅配します。

- 対象 65歳以上の寝たきり・認知症の人がいる世帯
- 費用負担 本人及び同居家族の市県民税課税状況並びに本人の要介護度による。
・全員市県民税非課税の場合は無償。ただし要介護度が認定されていない人は実費。
・市県民税課税者がいる場合は有償。ただし要介護度4～5の認定の人は、一定額まで経費の半額を市が負担。
- 種類 テープ式パンツ、紙パンツ、尿とりパッド、平タイプ
- 注意事項 入院、施設入所した場合は利用できません。（同居家族の詳細についてはお問い合わせ下さい。）
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741

訪問理美容サービス

自宅で理美容サービスが受けられるよう、訪問に要する費用を助成します。

- 対象 65歳以上で寝たきり等のため理美容院へ出向けない人
- 利用料 派遣料は無料、理美容料は利用者の実費負担
- 回数制限 年度内4回まで
- 注意事項 入院、施設入所した場合は利用できません。
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741



障害者控除対象者の認定

障害者手帳の交付を受けていなくても、所得税や住民税を算定する際に、所得の額から障害者控除額を差し引くことができます。

- 対象 65歳以上の人で、認知症や寝たきりなど日常生活に支障があると認められる人
- 内容 申請に基づいて（特別）障害者控除対象者認定書を交付します。確定申告等で所得控除に使用します。
※既に身体障害者手帳などの交付を受け、障害者控除の対象となっているが、その後要介護状態となり、重度と認められる場合は「特別障害者控除対象者認定書」の交付対象になることがあります。
- 問い合わせ 介護保険課 TEL 55-2765

生活支援型ショートステイ

日常生活を送ることが困難な高齢者や、家庭の事情などで一時的に自宅での生活が困難な高齢者を、施設で短期間お世話し、生活機能の低下を予防します。

- 対象者 65歳以上の人
- 利用日数 年間4日間以内
- 利用料 1日490円（食費・滞在費別）、送迎190円（片道）
- 問い合わせ 各地区の地域包括支援センター（連絡先は巻末参照）



判断能力が不十分な人の生活をささえる

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的・精神障害者等のうち判断能力に不安のある人が地域において自立した生活ができるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理を支援します。

- 対象者 認知症や知的・精神障害等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスや金銭管理を自分の判断で適切に利用することが難しい人
- 援助内容 福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、重要書類等の預かりサービス
- 利用料 契約後の支援については、1回1,500円、預かり品の貸金庫利用は実費
- 問い合わせ 富士市社会福祉協議会 TEL 64-6010

成年後見制度

判断能力が不十分な人は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。このようなひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し支援するのが成年後見制度です。

- 対象者 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で、判断能力に不安のある人

■支援内容

①財産管理

本人の預貯金の管理、不動産の管理、税金や公共料金、医療費などの支払いなど

②身上保護

介護・福祉サービス、医療、福祉施設への利用手続き、日常生活上の契約などの支援

〈例えば〉

- ・訪問販売など悪徳商法にねらわれたら心配
- ・お金の管理や契約などに不安があり、安心して任せられる人がほしい



■富士市成年後見支援センター

判断能力に不安のある人が地域で安心して生活できるよう、「成年後見制度」の活用をお手伝いします。

- ①成年後見制度に関する相談をお受けします。
- ②成年後見制度を利用するための手続きや申立てに関するアドバイスを行います。
- ③市民後見人の養成と活動の支援を行います。
- ④成年後見制度について、市民のみなさんや関係機関に広く情報を発信していきます。

■問い合わせ

成年後見支援センター又は、各地区の地域包括支援センターにご相談ください。

富士市成年後見支援センター TEL 64-6010

富士市本市場432-1 富士市フィランセ東館2階

各地域包括支援センター（巻末参照）

認知症の人と家族をささえる

パンフレット「認知症の人と家族のみちしるべ(富士市認知症ケアパス)」



◀パンフレットの表紙
こちらから
ご覧いただけます



“認知症かもしれない”と思った時や認知症と診断を受けた時に、どこに相談すればよいか、どのような制度が利用できるかなどの情報をまとめたものです。

別冊「日常生活圏域 社会資源マップ」をご活用ください

別冊「日常生活圏域 社会資源マップ」は、身近な地域ごとの、さまざまな社会資源をまとめています。

パンフレットは、各地域包括支援センター、高齢者支援課などで配布します。
※富士市のウェブサイトからのダウンロードもできます。

認知症サポーター養成講座

「認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人（認知症サポーター）」を増やすことにより、“認知症になっても安心して暮らせるまち”を地域住民の手でつくっていくことを目的としています。「キャラバン・メイト」と呼ばれる講師が、認知症の基礎知識や具体的な接し方などについて説明します。1名からでも受講できる定期開催（毎月1回土曜日）と10名以上で開催する出前講座があります。

■対象 認知症について学びたいとお考えの人
※出前講座は10名以上でお申し込みください。

■問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2916

認知症等で行方不明になるおそれがある方への支援

①行方が分からなくなった時に GPS を利用してご本人の現在地を確認する機器を貸与します。

■対象 在宅で認知症高齢者を介護している人

■利用料 市民税課税世帯は実費負担（ただし初期費用は助成します）
市民税非課税世帯は初期費用、月額基本料は無料（電話料、現場急行料金等利用者負担あり）

②行方不明になった際の早期の発見、保護、身元確認のために、事前登録制度を実施しています。
登録された情報は富士警察署や地域包括支援センター等と共有します。また、希望される方には QR コード付きの見守りシールを配布しています。

■問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2916

富士市の認知症 SOS 相談窓口

	相 談 窓 口	住 所	電 話 番 号
行 政	富士市高齢者地域包括支援センター 各地域包括支援センター	富士市永田町1-100 巻末参照	55-2951 巻末参照
	富士保健所 ※精神保健総合相談 精神保健福祉士又は保健師による相談：随時 精神科医による相談：月1回（要電話予約）	富士市本市場441-1 （県富士総合庁舎内）	65-2155
認知症疾患医療センター	鷹岡病院 月～金曜 9時～16時	富士市天間1585	090-8552-9503
認知症コールセンター	認知症の人と家族の会静岡県支部「すぎなの会」 ※相談日 月・木・土・日曜 10～15時	富士市本市場432-1 フィランセ3階 （福祉団体活動室）	0120-123-921 （フリーダイヤル）
介 護 の 相 談	高齢者地域支援窓口・居宅介護支援事業所		

障害がある人の福祉サービス

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

身体、知的または精神に障害のある人で、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方は、各種福祉サービスのほか、医療費の助成、税の控除、各種公共サービスの割引・減免等を受けられる場合があります。

※なお、障害の等級により受けられるサービスが異なることがあり、また、介護保険制度・高齢者福祉制度が優先になるものがあります。

自立支援医療（精神通院医療）

精神科通院にかかる医療費の自己負担が、医療費の原則 1 割になる制度です。

※精神障害者保健福祉手帳の所持者でなくても申請ができます。

障害者手帳を使ったサービスや自立支援医療については、下記までお問い合わせください。

■問い合わせ 障害福祉課 TEL 55-2759

高齢者の住まい

市営住宅

住宅にお困りの所得の低い人のために、安い家賃でお貸しすることを目的として、市が国の補助を受けて建設した賃貸住宅です。

- 戸数 全23団地 2,175戸（一部募集を行っていない団地もあります）
- 募集 定期募集：募集期間に申込後、抽選によって入居者を決定します。
随時募集：随時募集対象の住宅で、希望の部屋に空きがあればいつでも手続きができます。
- 対象 下記の資格を全て満たす人
- 1 住宅に困窮している人（現在公営住宅に入居している人は不可）
 - 2 親族 2 人以上で入居する人（60歳以上の高齢者は単身でも入居できます。単身入居についてはその他の要件も設けてありますので、住宅供給公社までお問合せください。）
 - 3 市内に住所又は勤務先のある人
 - 4 持ち家のない人（共有名義も不可）
 - 5 市税を滞納していない人（申し込み世帯全員）
 - 6 収入が基準以下であること
 - 7 暴力団員ではない人
 - 8 過去の市営住宅の家賃等の滞納、修繕費の未払い等がなく、迷惑行為等を起こしたことがない人（世帯員全員）
- 家賃 世帯全員の所得や部屋の大きさ等に応じて家賃が決まります。

⑨ ペット等は飼うことができません。

■問い合わせ 静岡県住宅供給公社 富士出張所（富士市庁舎 5 階南側） TEL 55-2817

シルバーハウジング（市営住宅）

市営住宅のなかでも、高齢者に配慮した住宅設備と福祉サービスを連携させた住宅です。設備としては手すりの設置や段差の解消がされており、福祉サービスとして生活援助員による生活相談・安否確認制度、緊急通報システムを設けています。

- 対 象** 下記の資格を全て満たす人
- ・市営住宅の入居要件を満たしていること
 - ・60歳以上の高齢者のみの世帯であること
- ※世帯員は2人まで 夫婦の場合はいずれかが60歳未満でも可
- ・歩行や食事、排泄等の日常生活動作に支障のない高齢者であること
 - ・常時介護を必要とする場合は、介護保険サービス等を利用できる高齢者であること
 - ・緊急時の安否確認のため、住戸の鍵の預託に同意すること
- 募 集** 空室が出ましたら、公募による申込後、抽選によって入居者を決定します。
- 家 賃** 世帯全員の所得や部屋の大きさに応じて家賃が決まります。そのほかに、所得に応じて生活援助員派遣に係る負担金（月額0～4,900円）がかかります。
- 問い合わせ** 静岡県住宅供給公社 富士出張所（富士市庁舎5階南側） TEL 55-2817

施 設 名	所 在 地	管理戸数
市 営 住 宅 駿 河 台 団 地	〒417-0001 富士市今泉 2282-2	30戸
市 営 住 宅 上 堀 団 地	〒416-0909 富士市松岡 2400-11	30戸

養護老人ホーム

低所得者で身寄りがないなど、家族の援助を受けられない高齢者のための施設です。

- 対 象**
- ・65歳以上の人
 - ・市民税の所得割が課せられていない、低所得世帯の人
 - ・家族や住居の状況などの理由により、家庭において生活することが困難な人
 - ・入院加療を必要としない人
- 費 用 負 担** 本人・家族ともに、所得に応じて費用の負担があります。
- 手 続 き** ご本人や家族に関する調査や所定の健康診断を受診した上で、養護老人ホーム入所判定委員会にて入所が必要と判断された場合、入所措置が決定されます。
- 問い合わせ** 高齢者支援課 TEL 55-2741

軽費老人ホーム（ケアハウス）

食事や入浴の準備・片付け等に不安のある方が自立した生活を送るための施設です。

- 対 象**
- ・60歳以上（夫婦の場合、どちらかが60歳以上）の人
 - ・身寄りのない人、または家庭の事情により家族との同居が困難な人
 - ・健康状態が入院加療を要する病態でない人
- 費 用 負 担** 所得に応じて費用の負担があります。
- ・食事等の生活費は全額自己負担
- 問い合わせ** 各施設に直接お問い合わせください。

施 設 名	類 型	所 在 地	電話番号	定員
ケ ア ハ ウ ス 富 士 の 里	ケアハウス	〒419-0205 富士市天間1626	72-5555	50
コフレ・アントレード富士	ケアハウス	〒416-0901 富士市岩本1020-1	62-5201	50
ケ ア ハ ウ ス 慈 恩	混合型施設	〒416-0905 富士市五味島281	66-0200	30
ケ ア ハ ウ ス わ だ の 里	介護専用型施設	〒417-0001 富士市今泉1丁目11-7	53-9916	20
み ず ほ ケ ア ハ ウ ス	介護専用型施設	〒417-0057 富士市瓜島町173-1	54-5400	29

有料老人ホーム

おおよそ60歳以上の人が入居できる施設です。

■対 象 各施設により異なります。

■費用負担 介護保険適用分以外は全額自己負担になります。

■問い合わせ 各施設に直接お問い合わせください。

・月額利用料（家賃相当額、食費、管理費、水道光熱費等）は直接施設に確認してください。

・類型は次のとおり区分されます。

1 介護付…介護が必要となった場合でも、ホームが提供する介護サービス（介護保険）を利用しながら生活を行うことができます。

2 住宅型…介護が必要となった場合、外部の訪問介護等の介護保険事業者と契約し、サービスを利用しながら生活を行うことができます。

(R6.11.1 設置届受理分)

施 設 名	類 型	所 在 地	電話番号	定員
ツクイ・サンシャイン富士	介護付	〒417-0045 富士市錦町1-3-22	54-3232	100
ニチイケアセンター富士厚原	介護付	〒419-0201 富士市厚原626-2	72-0651	51
ベストライフ富士	介護付	〒416-0922 富士市水戸島元町4-16	64-2372	49
ウェルビーイング富士	介護付	〒419-0201 富士市厚原1192-1	73-2111	60
メディカルケアハウス リライフ富士	介護付	〒417-0862 富士市石坂420-1	22-6565	50
ウェルビーイング富士三ツ倉	介護付	〒417-0801 富士市大淵2447-1	36-1212	80
メディカルケアハウス リライフ宇東川	介護付	〒417-0854 富士市宇東川西町9-20	52-6030	50
富士山するがテラス	介護付	〒416-0923 富士市横割本町1-1	30-6608	93
フローレンス新富士	住宅型	〒416-0945 富士市宮島993-1	64-2827	56
バリアフリー住宅岳陽	住宅型	〒417-0061 富士市伝法657-1	73-1010	9
サニーライフ富士	住宅型	〒417-0056 富士市日乃出町123-1	52-0360	81
アイクラシエ富士川成新町	住宅型	〒416-0955 富士市川成新町393-1	62-8080	49
グレイス富士	住宅型	〒416-0949 富士市森下7-1	64-0636	39
ケアーよろこ日 年輪	住宅型	〒419-0202 富士市久沢86-16	73-0033	12
クローバーガーデン松野	住宅型	〒421-3303 富士市南松野1889-1	56-1001	26
でんぼうの丘	住宅型	〒417-0061 富士市伝法759-1	72-6600	32
サポートハウスひばり	住宅型	〒416-0955 富士市川成新町250	65-7130	52
クローバーライフ富士	住宅型	〒419-0202 富士市久沢247-1	30-7631	49
住宅型有料老人ホームなちゅーる	住宅型	〒416-0946 富士市五貫島 1011-1	67-2201	30
有料老人ホームGRANDSOLEIL	住宅型	〒416-0954 富士市本市場町785	67-2410	33
住宅型有料老人ホーム向日葵	住宅型	〒419-0201 富士市厚原510-1	67-5808	10
有料老人ホーム花霞	住宅型	〒419-0201 富士市厚原1204-1	30-6789	12
はーとらいふ富士今泉	住宅型	〒417-0001 富士市今泉1967-1	30-6703	60
はーとらいふ富士駅南	住宅型	〒416-0923 富士市横割本町7-11	30-6913	54
はーとらいふ富士本市場	住宅型	〒416-0954 富士市本市場町801	30-8585	55
アクアホーム富士厚原	住宅型	〒419-0201 富士市厚原 2118-3	32-9611	34
メディケアレジデンス富士松岡	住宅型	〒416-0909 富士市松岡 609-1	62-2355	30
有料老人ホーム 花嵐	住宅型	〒416-0909 富士市松岡 703-1	30-8705	12
医心館 富士	住宅型	〒416-0907 富士市中島字竪堀北 82-1	67-1657	52
アクアホーム富士 片宿	住宅型	〒419-0201 富士市厚原 476-7	67-6333	40
ふじみ住宅型有料老人ホーム	住宅型	〒416-0908 富士市柚木 398-5	67-6544	15
メディホス静岡富士	住宅型	〒416-0948 富士市森島 133-1	67-7350	27

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者に配慮した住宅設備（一定の面積・設備、バリアフリー構造）とケアの専門家による見守りサービス（生活相談、安否確認、緊急通報システム等）を連携させた賃貸等の住宅です。

■**対 象** 60歳以上の人または要介護・要支援認定を受けている人、もしくは60歳以上の人とその同居者（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護・要支援認定を受けている親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める人）

■**費用負担** 住宅により異なります。

■**問い合わせ** 各住宅に直接お問い合わせください。

(R6.11.1 登録済分)

施設名	所在地	電話番号	定員
ふるさとホーム富士三ツ沢	〒417-0855 富士市三ツ沢620-1	23-3131	30
ヒューマンヒルズ森島	〒416-0948 富士市森島511-1	62-0878	32
おおぶちの里	〒417-0801 富士市大淵201-3	35-6062	10
2人3脚	〒417-0812 富士市境499-1	39-2239	6
ふるさとホーム富士久沢	〒419-0202 富士市久沢1076-1	73-0703	40
ヒューマンヒルズ富士	〒416-0945 富士市宮島85-10	32-8088	20
かぐや富士サービス付高齢者向け住宅	〒417-0826 富士市中里2546-7	30-7096	46
ハローふる里村	〒416-0937 富士市前田54-1	65-8910	6
ヒューマンヒルズ新富士	〒416-0932 富士市柳島198-3	66-2766	40
サービス付き高齢者向け住宅菁和ホーム	〒416-0901 富士市岩本239-1	60-3315	24
富士山松岡ガーデン	〒416-0909 富士市松岡1189-1	67-3877	29
あやめの郷 富士今泉	〒417-0001 富士市今泉1958-1	55-3780	35

コラム 『施設』いろいろ

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、介護保険事業所として指定されていれば介護サービスをあわせて提供でき、指定されていない場合は別事業所を利用します。



高齢者の住まい

介護サービスも受けられます

…介護保険事業所として指定されている事業所です。

居住費・食費の軽減制度あり

→ 詳しくは、23ページの「施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額」をご覧ください。

- 特別養護老人ホーム 日常生活上のケアを受けます。
- 介護老人保健施設 リハビリ等をとおり、自立した生活を目指します。
- 介護医療院 介護や医療を受けながら日常生活を送ります。

居住費・食費の軽減制度なし

- 介護付有料老人ホーム 介護が必要となった場合でも、ホームが提供する介護サービス（介護保険）を利用しながら生活続けることができます。
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 小規模な事業所で認知症専門のケアを受けます。

介護サービスは別事業所を利用

…高齢者向けサービスを備えた住まいです。

- 住宅型有料老人ホーム 介護が必要となった場合、外部の訪問介護等の介護保険事業者と契約し、サービスを利用しながら生活続けることができます。
- サービス付き高齢者向け住宅 高齢者向けの設備やサービスを備えた住まいです。

生活や仕事などの相談窓口

生活のことや仕事のこと、一人で悩まずにご相談ください

生活のことでお困りの方（生活困窮者自立支援事業）

失業や離職などによる生活困窮や債務、家計管理など、生活におけるあらゆる相談に応じます。相談窓口では、その方の生活状況等を丁寧に伺い、課題を解決するための方法を一緒に考えていきます。

※必要に応じて、他の相談支援機関にお繋ぎする場合や、連携することがあります。

仕事のことでお困りの方（ユニバーサル就労）

高齢、病気、育児・介護中などにより働き方に配慮が必要、働ける時間に制約があるなど、様々な働きづらさを抱える方に対して、それぞれの働きづらさに応じたオーダーメイドの就労支援を行います。

雇用だけではなく、職場見学や就労体験などの受入をしている企業（協力企業）も多数あります。

■動画もご覧ください



ひきこもりに関する相談

ひきこもりに関する相談も受け付けています。

ご希望に応じて自宅訪問もいたしますので、お気軽にご相談ください。

また、ご自宅とは別に、自分の時間を過ごすことができる「居場所」もご用意しています。

■問い合わせ

富士市ユニバーサル就労支援センター TEL 64-6969

富士市本市場 432-1 富士市フィランセ東館1階

WEBサイト <https://f-uw.com>

メール f-uw@aurora.ocn.ne.jp



■身近な相談窓口

地域包括支援センター（巻末参照）

高齢者 地域支援窓口	在宅介護支援センター岩本園	61-2211
	ヒューマンライフ富士在宅介護支援センター	36-2666
	在宅介護支援センターさきょう	65-2000
	鑑石園高齢者地域支援窓口	52-0085
	在宅介護支援センターかじま	65-1165
	ヴィラージュ富士高齢者地域支援窓口	73-1188
	アルクそてつ高齢者地域支援窓口	66-1153
	わだの里 高齢者地域支援窓口	53-9916
	在宅介護支援センターはまかぜ	31-1030
	在宅介護支援センターシャローム富士川	67-3501
	在宅介護支援センター風の杜	32-6411
	富士市社会福祉協議会高齢者地域支援窓口	66-3260
	てんま在宅介護支援センター	080-9055-3124

■介護保険制度や高齢者の暮らしの相談など

介護保険課 FAX：51-0321		高齢者支援課 FAX：55-2920	
認定担当 要介護申請・認定調査 55-2765	保険給付担当 介護給付・ 介護保険料賦課徴収 55-2766	在宅支援担当 生活支援サービス 55-2741	高齢者政策担当 計画に関すること・総合事業 55-2916
計画管理担当 施設整備・事業計画管理等 55-2767		地域支援担当 介護予防・総合相談・権利擁護 55-2951	上段：団体・課・担当名 中段：主な業務 下段：電話番号

■市役所の関係各課

国保年金課 国民健康保険 55-2751	福祉総務課(福祉指導室) 民生委員・悠容クラブ・事業所指導 55-2757 (55-2863)	社会教育課 まちづくりセンター講座 30-6820	障害福祉課 障害者福祉 55-2759
健康政策課 各種検診・各種予防接種 64-8992・64-9023	地域保健課 健康相談 64-8993	市民安全課 消費生活相談・市民相談 55-2756・55-2750	静岡県住宅供給公社 富士出張所 市営住宅管理 55-2817

■その他の関係機関

静岡県国民健康保険団体連合会 苦情相談受付 054-253-5590	富士市社会福祉協議会 福祉全般・ボランティア 64-6600・64-7100	富士市ユニバーサル就労支援センター 生活・仕事に関する相談 64-6969	富士市シルバー人材センター 就業・生きがい・社会貢献 53-1150
富士市成年後見支援センター 成年後見制度 64-6010	富士保健所 精神保健総合相談 65-2155	すぎなの会(認知症家族の会) 認知症コールセンター 64-9042	鷹岡病院 認知症医療センター 090-8552-9503

★富士市のウェブサイトをチェック★

- ・「ふじタウンマップ」
- ・介護保険事業所一覧
- ・各種手続き用書式
- ・「介護保険サービス事業所の利用状況・空室状況」
等様々な情報を掲載しています。

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>⇒くらしと市政⇒「介護」
で検索してください。

富士市の 地域包括支援センター

- 総合相談・支援 ●権利擁護・虐待早期発見・防止
- 介護予防ケアマネジメント ●包括的・継続的ケアマネジメント
- 介護予防ケアプランの作成

に取組んでいます。
まずは相談してみましょう。

名 称	圏域（地区）	所 在 地	電話番号
富士市東部地域包括支援センター	吉原東部圏域 (須津、浮島、元吉原)	増川新町 12-1 (UCC 工場北側)	39-1300
富士市吉原中部地域包括支援センター	吉原中部圏域 (神戸、富士見台、原田、吉永、 吉永北)	比奈 1481-2 (吉永第一小学校東隣)	39-2700
富士市北部地域包括支援センター	吉原北部圏域 (大淵、青葉台、広見)	一色 218-10 (茶の木平バス停前)	23-0303
富士市鷹岡地域包括支援センター	鷹岡圏域 (鷹岡、天間、丘)	久沢 475-1 (国道39号線 清水銀行鷹岡支店東側)	30-7062
富士市吉原西部地域包括支援センター	吉原西部圏域 (今泉、吉原、伝法)	国久保 1-11-36 (ひまわりバス石坂口下車 東側30m先)	30-8324
富士市富士北部地域包括支援センター	富士北部圏域 (岩松、岩松北、富士駅北、 富士北)	本市場新田 24-5 (荒井整形外科医院より20m北側)	66-0115
富士市富士南部地域包括支援センター	富士南部圏域 (富士駅南、富士南、 田子浦)	横割本町 2-17 (JR富士駅南口 ロータリー出口)	65-8839
富士市富士川地域包括支援センター	富士川圏域 (富士川、松野)	岩淵 137-1 (富士川まちづくりセンター分館)	81-4820
富士市高齢者地域包括支援センター (富士市高齢者支援課地域支援担当)	富士市全域	永田町 1-100 (富士市役所4階北側 高齢者支援課内)	55-2951

各分野の専門家が
ご相談に応えます。

日常生活圏域



保健師

保健



社会福祉士

福祉



主任ケア
マネジャー

介護

